

[ホーム](#) > [ピックアップ!!](#) > 不燃物（金属類）による焼却炉の停止

更新日：2021年1月15日

不燃物（金属類）による焼却炉の停止

以前から、受入禁止物である不燃物による焼却炉停止が立て続けに発生しています。清掃一組では、水際対策として、ほぼ毎日どこかの清掃工場で搬入物検査を行っています。しかし、全ての搬入車両を検査することは困難であり、受入禁止物が搬入されてしまい、清掃工場の故障の原因となっています。

下記写真

上2つの写真：焼却炉等から取り出した不燃物（豊島清掃工場）

下の写真：焼却炉のなかに詰まった金属ごみ（新江東清掃工場）



一度、焼却炉が停止すると、復旧への時間や費用がかかるだけでなく、日々のごみ収集にも大きな影響が出ることもあります。そのようなことを起こさないためには、「ごみを出す一人一人がごみの分別・排出ルールをしっかりと守ること」が最も重要です。絶対に、不燃物は可燃ごみに混入させず、正しい分別で排出してください。

下記写真

上2つの写真：アルミニウム等の金属が溶けて固まったもの（渋谷清掃工場）

下の写真：焼却炉から取り出した金庫（新江東清掃工場）





関連リンク

- [清掃工場で受入れできないごみ](#)

お問い合わせ

総務部総務課広報・人権係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館14階

電話番号：03-6238-0613

ファクス：03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課 法人番号4000020138568

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館内 [東京区政会館案内図](#)

© 2012 Clean Authority of TOKYO ALL RIGHTS RESERVED.